

実践研究奨励援助事業実施要項

一般財団法人 栃木県連合教育会

1 目的

個人、グループまたは学校（園）で取り組む教育実践研究に対して研究奨励金を贈呈し、本県教育の振興・発展に寄与する。

2 採用件数及び研究奨励金額

個人、グループ、学校経営の3部門の研究に対して、次の研究奨励金を贈る。

個人研究	10件程度	1件当たり	30,000円
グループ研究	30件程度	1件当たり	50,000円
学校経営研究	10件程度	1件当たり	100,000円

3 応募資格

- (1) 応募者は、一般財団法人栃木県連合教育会（以下、本会という）の会員であること。
- (2) 学校経営部門の応募者は校長または園長であること。
- (3) 文部科学省、県教育委員会、市町教育委員会等の研究指定期間中のものでないこと。
- (4) 当該年度を含め、過去4年間に遡って本事業に採用された学校・グループ・個人でないこと。

4 研究内容

未発表であり、かつ実践的な教育活動を通じた研究で、次の(1)、(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 教科・科目及び領域等に関するものであること。
- (2) 学校経営に関するものであること。

5 研究期間

当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までの一か年間にわたって行なうものとする。

6 応募方法

校長または園長が研究計画書（様式1）を当該年度の7月15日までに本会に提出（郵送）する。

7 研究奨励援助の決定

提出された研究計画書等を審査し、校長または園長あて採用の可否決定を通知する。

8 研究奨励金の贈呈

研究奨励金は原則として、校長または園長等の指定する口座に振り込む。

9 研究活動の実践

いずれの部門の研究も、校長または園長等の指導・助言のもとで取り組むこと。

10 研究完了報告書、研究のまとめの提出

校長または園長は、研究完了報告書（様式2）、研究のまとめ（様式3）を翌年度の8月1日から9月30日までの間に提出すること。

11 研究成果の発表

研究のまとめは本会HP上に掲載する。

12 その他

その他必要な事項については別に定める。

付則

この実施要項は、平成24年4月1日から実施する。

改正

この実施要項は、平成26年4月1日から実施する。

この実施要項は、平成30年4月1日から実施する。

この実施要項は、令和2年4月1日から実施する。